

令和5年度小城市上水道水質検査項目及び頻度

(松本浄水場水系)

別表ー1

水質基準項目		基準値 (mg / l)	水道法に基づく検査回数 (回 / 年)	過去の検査結果により検査頻度を減少できる項目	検査計画	
					給水栓検査実施回数 (回 / 年)	設定理由
1	一般細菌	100個以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
2	大腸菌	検出されないこと	12		12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	減少可	1 ※1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
5	セレン及びその化合物	0.01以下	4	減少可	1 ※1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1 ※1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4		4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	減少可	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4	減少可	4	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
14	四塩化炭素	0.002以下	4	減少可	1 ※1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	4	減少可	1 ※1	
16	シス-1, 1-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	減少可	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
17	ジクロロメタン	0.02以下	4	減少可	1 ※1	
18	テトラクロロレチレン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
20	ベンゼン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	
21	塩素酸	0.6以下	4		4	
22	クロロ酢酸	0.02以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
23	クロロホルム	0.06以下	4		4	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	4		4	
26	臭素酸	0.01以下	4	減少可	4	
27	総トリハロメタン	0.1以下	4		4	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
29	ブロモジクロロエタン	0.03以下	4		4	
30	ブロモホルム	0.09以下	4		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4		4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	減少可	4	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	減少可	4	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	4	減少可	4	性状を確認するため行う。(省略可能項目)
35	銅及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1 ※1	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	減少可	1 ※1	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1 ※1	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
38	塩化物イオン	200以下	12		12	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	4	減少可	4	
40	蒸発残留物	500以下	4	減少可	4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	減少可	1 ※1	
42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時1回 / 月	減少可	発生時1回 / 月	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	発生時1回 / 月	減少可	発生時2回 / 月	原因藻類の発生が予想されるため。
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4	減少可	1 ※1	
45	フェノール類	0.005以下	4	減少可	1 ※1	
46	有機物(TOC)	3以下	12		12	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
47	pH値	5.8~8.6	12		12	
48	味	異常でないこと	12		12	
49	臭気	異常でないこと	12		12	
50	色度	5度以下	12		12	
51	濁度	2度以下	12		12	

※1 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略できる。

令和5年度小城市上水道水質検査項目及び頻度

(寒気・内浦浄水場水系)
(清水・焼山・江里山・川内浄水場水系)

別表－1

水質基準項目		基準値 (mg / l)	水道法に基づく検査回数 (回 / 年)	過去の検査結果により検査頻度を減少できる項目	検査計画	
					給水栓検査実施回数 (回 / 年)	設定理由
1	一般細菌	100個以下	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
2	大腸菌	検出されないこと	12		12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4	減少可	1 ※1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	4	減少可	1 ※1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
6	鉛及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1 ※1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4		4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	減少可	4	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4	減少可	4	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1 ※1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
14	四塩化炭素	0.002以下	4	減少可	1 ※1	
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
16	シス-1, 1-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04以下	4	減少可	4	
17	ジクロロメタン	0.02以下	4	減少可	1 ※1	安全性を確認するために行う。(省略可能項目)
18	テトラクロロレチレン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
20	ベンゼン	0.01以下	4	減少可	1 ※1	
21	塩素酸	0.6以下	4		4	性状を確認するために行う。(省略可能項目)
22	クロロ酢酸	0.02以下	4		4	
23	クロロホルム	0.06以下	4		4	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	4		4	原因藻類の発生が予想されるため。
26	臭素酸	0.01以下	4	減少可	4	
27	総トリハロメタン	0.1以下	4		4	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4		4	
29	ブromジクロロエタン	0.03以下	4		4	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
30	ブromホルム	0.09以下	4		4	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4		4	概ね3ヶ月に1回の検査とされている項目。
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	減少可	1	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
34	鉄及びその化合物	0.3以下	4	減少可	1	
35	銅及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1 ※1	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	減少可	1 ※1	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1 ※1	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
38	塩化物イオン	200以下	12		12	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	4	減少可	4	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
40	蒸発残留物	500以下	4	減少可	4	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	減少可	1 ※1	原因藻類の発生が予想されるため。
42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時1回 / 月	減少可	発生時1回 / 月	
43	2-メチルイソボルネオール※2	0.00001以下	発生時1回 / 月	減少可	発生時2回 / 月	試験方法の変更により、概ね3ヶ月に1回。
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4	減少可	1 ※1	
45	フェノール類	0.005以下	4	減少可	1 ※1	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
46	有機物(TOC)	3以下	12		12	
47	pH値	5.8～8.6	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
48	味	異常でないこと	12		12	
49	臭気	異常でないこと	12		12	1ヶ月に1回の検査とされている項目。
50	色度	5度以下	12		12	
51	濁度	2度以下	12		12	

※1 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合は、3年に1回以上に省略できる。

令和5年度小城市上水道水質検査項目及び頻度 (原水)

【松本浄水場（深井戸・浅井戸）、内浦浄水場、清水浄水場、焼山浄水場】

別表－2

水質基準項目		基準値 (mg / l)	指針※1に 基づく検査 回数 (回／ 年)	過去の検 査結果に より検査 頻度を減 少できる 項目	検査計画	
					水源水 検査実施 回数 (回 ／年)	設 定 理 由
	【指標菌検査】					
1	大腸菌		4		4	安全性を確認するため
2	嫌気性芽胞菌		4		4	

※1 指針とは、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」

令和5年度小城市上水道水質検査項目及び頻度 (原水)

【松本浄水場（荒谷ダム・石体川）、寒気浄水場、江里山浄水場、川内浄水場】

別表－2

水質基準項目		基準値 (mg / l)	指針※1に 基づく検査 回数 (回／ 年)	過去の検 査結果に より検査 頻度を減 少できる 項目	検査計画	
					水源水 検査実施 回数 (回 ／年)	設 定 理 由
1	クリプトスポリジウム	検出されないこと	1		1	安全性を確認するため
2	ジアルジア	検出されないこと	1		1	
	【指標菌検査】					
1	大腸菌		3		3	安全性を確認するため
2	嫌気性芽胞菌		3		3	

※1 指針とは、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」

令和5年度小城市上水道水質検査項目及び頻度

(原水)

別表－3

水質基準項目		基準値 (mg / l)	水道法に基づき検査回数 (回 / 年)	過去の検査結果により検査頻度を減少できる項目	検査計画	
					水源水検査実施回数 (回 / 年)	設定理由
1	一般細菌	100個以下	1		1	安全性を確認するため
2	大腸菌	検出されないこと	1		1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1		1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1		1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1		1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1		1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1		1	
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	1		1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	1		1	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1		1	安全性を確認するため
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1		1	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	1		1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	1		1	
14	四塩化炭素	0.002以下	1		1	
15	1, 4－ジオキサン	0.05以下	1		1	
16	シス－1, 1－ジクロロエチレン及びトランス－1・2－ジクロロエチレン	0.04以下	1		1	
17	ジクロロメタン	0.02以下	1		1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	1		1	
19	トリクロロエチレン	0.03以下	1		1	性状を確認するため
20	ベンゼン	0.01以下	1		1	
21	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1		1	
22	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1		1	性状を確認するため
23	鉄及びその化合物	0.3以下	1		1	
24	銅及びその化合物	1.0以下	1		1	
25	ナトリウム及びその化合物	200以下	1		1	
26	マンガン及びその化合物	0.05以下	1		1	
27	塩化物イオン	200以下	1		1	原因藻類の発生が予想されるため
28	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	1		1	
29	蒸発残留物	500以下	1		1	
30	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1		1	
31	ジェオスミン	0.00001以下	1		1	原因藻類の発生が予想されるため
32	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	1		1	
33	非イオン界面活性剤	0.02以下	1		1	
34	フェノール類	0.005以下	1		1	
35	有機物 (TOC)	3以下	1		1	
36	pH値	5.8～8.6	1		1	
37	臭気	異常でないこと	1		1	
38	色度	5度以下	1		1	
39	濁度	2度以下	1		1	

令和5年度小城市上水道水質検査項目及び頻度

別表－4

水質基準項目		基 準 値 (mg / l)	水道法に基 づく検査回 数 (回 / 年)	過去の検 査結果に より検査 頻度を減 少できる 項 目	検査計画		
					給 水 栓 検 査 実 施 回 数 (回 / 年)		水 源 水 検 査 実 施 回 数 (回 / 年)
					松本浄水 場 水 系	寒気・内浦・清 水・江里山・焼 山・川内浄水場水 系	
1	一般細菌	100個以下	12		12	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	12		12	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	減少可	1	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	4	減少可	1	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	4	減少可	1	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	4	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	4	減少可	4	4	1
8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	4		4	4	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	4		4	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	減少可	4	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	4	減少可	4	4	1
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	4	減少可	1	1	1
15	1, 4－ジオキサン	0.05以下	4	減少可	1	1	1
16	シス－1, 1－ジクロロエチレン及びトランス－1・2－ジクロロエチレン	0.04以下	4	減少可	4	4	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	4	減少可	1	1	1
18	テトラクロロレチレン	0.01以下	4	減少可	1	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	4	減少可	1	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	4	減少可	1	1	—
21	塩素酸	0.6以下	4		4	4	—
22	クロロ酢酸	0.02以下	4		4	4	—
23	クロロホルム	0.06以下	4		4	4	—
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	4		4	4	—
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	4		4	4	—
26	臭素酸	0.01以下	4	減少可	1	4	—
27	総トリハロメタン	0.1以下	4		4	4	—
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	4		4	4	—
29	ブromジクロロエタン	0.03以下	4		4	4	—
30	ブromホルム	0.09以下	4		4	4	—
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	4		4	4	—
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	4	減少可	4	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	4	減少可	4	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	4	減少可	4	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	4	減少可	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	減少可	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	減少可	1	1	1
38	塩化物イオン	200以下	12		12	12	1
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	4	減少可	4	4	1
40	蒸発残留物	500以下	4	減少可	4	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	減少可	1	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時1回／月	減少可	発生時1回／月		1
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001以下	発生時1回／月	減少可	発生時2回／月		1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	4	減少可	1	1	1
45	フェノール類	0.005以下	4	減少可	1	1	1
46	有機物 (TOC)	3以下	12		12	12	1
47	pH値	5.8～8.6	12		12	12	1
48	味	異常でないこと	12		12	12	—
49	臭気	異常でないこと	12		12	12	1
50	色度	5度以下	12		12	12	1
51	濁度	2度以下	12		12	12	1